

第4号様式(第10条関係)

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第7回(令和元年度第4回)武蔵村山市子ども・子育て会議
開 催 日 時	令和元年11月6日(月) 午後2時から午後4時50分まで
開 催 場 所	さくらホール(市民会館)会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者:佐々委員(会長)、布田委員(副会長)、前川委員、比留間委員、大熊委員及び谷治委員 欠席者:志茂委員、乙幡委員、大友委員、平見委員、田島委員及び齋藤委員 事務局:子ども育成課長、同課児童担当課長、同課保育係係長、同課主任及び同課主事
議 題	1 計画素案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1:一部修正の上、原案のとおり承認 議題2:特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	<p>1 開会 (子ども家庭担当部長あいさつ(11月1日付人事異動による昇格)) 地域福祉課長として市民なやみごと相談など福祉の幅広い領域に関わってきた。また、先般の本会議では、子どもの貧困対策の調査について説明させていただいた。子どもに関する部門は初めてであるので、委員の皆様にはよろしく御指導いただきたい。第二期の策定年度ということで、今後5か年の計画について討議いただいているところだが、引き続き御支援をいただきたい。</p> <p>(会長あいさつ) 計画策定について、今回と次回の会議が非常に大切な回となる。早速、次第に沿って進めていきたい。</p> <p>2 報告事項 第7回(令和元年度第4回)武蔵村山市子ども・子育て会議の会議結果について (事務局説明) 資料1を御覧いただきたい。第6回会議については、本年10月4日(金)午後2時から市役所3階301会議室で開催した。議題は、「1 会長及び副会長の選任について」、「2 計画素案について」、「3 その他」であった。内容としては、議題1については、会長に佐々委員、副会長に布田委員が選任された。また、議題2については、第3章・第4章に対する意見等について10月15日(火)までに事務局へ提出すること、確保方策については次回の会議で示すこと、次回の会議日程については11月6日(水)に開催することを確認した。 会議結果について、事務局からは以上である。</p> <p>—質疑・応答— (会 長) 今回配布された会議録(要旨)について、いくつか誤植や確認点があるので、後ほど事務局に伝える。 (事務局) 承知した。</p> <p>3 議題</p>

(1) 計画素案について

(事務局から資料2の49頁まで説明)

はじめに、資料4を御覧いただきたい。こちらは、前回の会議結果を踏まえ、10月15日を期限として、各委員からいただいた第3章・第4章に対する意見等を一覧にまとめたものである。いただいた意見等を踏まえて、素案の修正を行った内容については、表の「素案の修正の有無」欄においてマル印を付けている。また、修正した内容が分かるように、資料2の素案において、修正箇所には網掛けと下線で表示している。また、素案の修正を要しない質問、例えば、資料4の区分2や区分4などについては、市の考え方の欄に質問に対する回答をさせていただいている。本日は、時間の関係上、これらについて説明はしないが、後ほど、回答内容を確認くださるようお願いする。

それでは、本日は、前回の会議から引き続き、第3章、第4章について検討いただく予定であるが、素案の説明については、資料4のうち、「素案の修正の有無」の欄にマル印が付いている修正箇所を中心に説明をさせていただくので、よろしく願います。

資料2の8頁を御覧いただきたい。「第4節 事業一覧」である。

前回の会議では、事業数は全部で168事業、うち新規登載は再掲を除いて32事業と説明させていただいたが、本会議及び庁内検討委員会でのいただいた意見等を踏まえ、事業数は172事業、新規事業は再掲を除いて35事業に変更となった。

次に、13頁を御覧いただきたい。また、資料4の区分1についても併せて御覧いただきたい。委員からの意見を踏まえ、「4-2 安全・安心なまちづくり」の(2)の次に、「(3) 災害時における子どもの安全を確保するための活動の推進」を追加し、4事業の追加登載を行っている。このことに関連して、資料2の素案の5頁を御覧いただき、「基本目標4 子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備」について、防災施策に関する記述を網掛けのとおり追加している。

次に、19頁を御覧いただきたい。「(1) 子育て支援サービスの充実」における未実施の施策について、現状を「0か所」と表記していたが、庁内検討委員会での意見を踏まえ、視覚的に分かりやすくするため「未実施」に改めた。また、項目番号5「延長保育事業」については、現状値に誤りがあったので、現状を「13か所」から「11か所」に修正している。

続いて、項目番号9「子ども家庭支援センター事業」について、現状と目標をそれぞれ「1か所」と表記していたが、庁内検討委員会において指標として適切ではないとの意見をいただいた。このことについて、来年度から、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）における母子保健機能を一体的に運営することで、子ども家庭総合支援拠点としての拠点強化が図られることから、事業内容を一部修正し、現状を「実施中」、目標を「拠点強化」の表記に改めている。

続いて資料4の区分3を併せて御覧いただきたい。委員からの意見を踏まえ、表の欄外に「★＝重点的な取組」の位置付けについて、位置付けの理由が分かるように新たに追記している。

次に、20頁を御覧いただきたい。また、資料4の区分5についても併せて御覧いただきたい。項目番号12から15について、事業の対象者を「【対象】」として別に記載していたが、対象が分かり

やすくなるよう、委員からの意見を踏まえ、事業内容の文章中の冒頭に記述することとした。

続いて、項目番号16「幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置」であるが、資料4の区分6についても併せて御覧いただきたい。本事業については、今般、国において改正され、令和2年4月1日から施行されることとなった「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（略称）」において、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置に努める旨が盛り込まれたことから、第二期計画に新たに登載すべき事業として掲げている。また、委員からの意見として、「子育て支援員」と混同するのではないかとの意見をいただいたことから、基本指針と記載を合わせ「～支援を行う者」としている。

次に、21頁を御覧いただきたい。項目番号22についても、資料4の区分5の意見を踏まえ、事業の対象者を「【対象】」として別に記載していたが、対象が分かりやすくなるよう事業内容の文章中の冒頭に記述することとした。

次に、24頁を御覧いただきたい。項目番号42「多子世帯に対する国民健康保険税の減免事業」については、今年度から実施している事業のため、現状を「新規実施」、目標を「継続」と表記していたが、現状値は平成31年4月1日時点であること、また、令和3年度までの継続事業であることから、現状を「実施中」に、目標を「令和3年度まで継続」に表記を改めている。

次に、26頁を御覧いただきたい。また、資料4の区分10についても併せて御覧いただきたい。項目番号54「精密健康診査事業」については、委員からの意見を踏まえ、事業内容中「乳児健康診査の結果異常があり、」とする内容から「異常があり」の記載を削除し、「乳児健康診査の結果、」に改めている。

次に、27頁を御覧いただきたい。項目番号55「こんにちは赤ちゃん（乳児全戸訪問）事業及び妊産婦・新生児等訪問指導」については、現状の指標を「訪問率100%」に設定していたが、母子が入院中であるなど生後4か月以内に訪問できないケースもあることから、訪問率を99%に改めている。

次に、28頁を御覧いただきたい。項目番号64「育児支援ヘルパー事業」についても、資料4の区分5の意見を踏まえ、事業の対象者を「【対象】」として別に記載していたが、対象が分かりやすくなるよう事業内容の文章中の冒頭に記述することとした。

次に、29頁を御覧いただきたい。項目番号66「児童館親子ひろば事業」については、児童館の午前中を活用した、主に家庭で保育を行う保護者同士の交流や相談など居場所づくりを目的とした事業である。子育てに孤立感や負担を感じている保護者等が安心感や充実感を得られる交流の場づくりや相談・情報提供などの支援を行うことは、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の趣旨に合致することから、第二期計画に新たに登載すべき事業として掲げている。なお、前回の会議資料では、当該事業の位置に「母子栄養強化食品の支給」事業を登載していたが、令和元年度の行政評価により「廃止」が妥当と結論付けられたことから、登載を取りやめている。こちらについては、資料3「廃止事業一覧（11月6日現在）」の区分10に廃止の理由について記述をしているので、後ほど確認いただきたい。

続いて、項目番号67「ブックスタート事業」については、3,4か月児健康診査時に全乳児を対象に絵本をプレゼントする事業であり、親子のふれあいの大切さを伝えることを主眼としている事業であるが、庁内検討委員会において、更なる事業の発展という観点からは重点的に取り組む事業として適切ではないとの意見をいただいたことから、重点的に取り組む事業の位置付けを取りやめ、現状を「実施中」に、目標を「継続」に修正している。

次に、31頁を御覧いただきたい。また、資料4の区分11及び12についても併せて御覧いただきたい。項目番号74「授業改善推進プランの作成・活用」については、委員からの意見を踏まえ、指標について教育委員会に確認をし、第二次教育振興基本計画に掲載のある指標と同様に「市学力・学習状況調査（中学校1年生全生徒）の国語の平均正答率と全国平均正答率との相対比率」に修正している。なお、市学力調査と全国学力調査の対象は中学校1年生のみで実施されている（全国学力調査については中学校3年生が対象であったため、次回会議において訂正予定）。また、科目については、国語及び数学となっているが、第二次教育振興基本計画との整合の観点から、国語のみを指標としている。小学校については、市学力調査は実施していないが、小学6年生を対象として全国学力調査が実施されている。

また、小学校及び中学校の表記について、第二次教育振興基本計画と整合を図る観点から、市内全校を表す場合は、他の事業も全て「市内全小・中学校」の表記に統一している。

次に、32頁を御覧いただきたい。また、資料4の区分13についても併せて御覧いただきたい。項目番号78「地域未来塾」について、委員からの意見を踏まえ、事業内容に「市内全小・中学校」を追加した。また、現状を「未実施」と表記していたが、今年度5月から小学校3校、中学校5校で順次実施していることから現状を「令和元年5月から順次実施（8か所）」に改めている。

続いて、項目番号84「野山北公園内水稻栽培」である。資料4の区分14についても併せて御覧いただきたい。当該事業については、小学校5年生を対象としている事業であることから、委員からの意見を踏まえ、対象が分かりやすくなるよう事業内容の文章中に「小学校5年生を対象に」と追記した。

続いて、項目番号88「市立中学校総合体育大会」である。資料4の区分15についても併せて御覧いただきたい。委員からの意見を踏まえ、「公立」を「市立」に改めた。

次に、34頁を御覧いただきたい。項目番号96「教育相談室」について、現状と目標をそれぞれ「1か所」と表記していたが、庁内検討委員会において指標として適切ではないとの意見をいただいたことから、現状を「実施中」、目標を「継続」に改めている。

次に、36頁を御覧いただきたい。項目番号101「家庭教育講座」については、前回の会議において指標を提示できていなかったが、所管課と調整の上、家庭教育講座の受講率を指標に掲げることとし、現状を「36.7%」、目標を「100%」に設定している。

次に、39頁を御覧いただきたい。「2 安全・安心なまちづくり」の本文中に防災施策に関する記述を追記している。また、次頁に、「(3) 災害時における子どもの安全を確保するための活動の推進」を追加している。

次に、40頁を御覧いただきたい。また、資料4の区分19についても併せて御覧いただきたい。項目番号116「液体ミルク備蓄事業」については、「第2節 母子の健康の確保と増進 (2)妊娠・出産・育児に関する家庭支援」に位置付けていたが、事業内容に鑑み、本節の下に位置付けを変更している。また、委員からの意見を踏まえ、事業内容の「震災時」を「災害時」に改めている。

さらに、項目番号117から119までについて、第二次教育振興基本計画と整合を図る観点から追加登載を行っている。

次に、42頁を御覧いただきたい。本計画に、放課後児童対策の計画的な整備に関する国の「新・放課後子ども総合プラン」による市町村行動計画の役割を持たせるため、本文中の「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充」という表記を「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充と連携」に改めた。

また、項目番号129「一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の設置」については、前回の会議において目標値を提示できていなかったが、所管課と調整の上、目標を「5か所」に設定している。

また、項目番号130「学童クラブと放課後子供教室の連携等」については、第一期計画に登載されていた事業であり、既に学童クラブと放課後子供教室の連携が図られていることから事業を達成したのものとして、これまでに示した第二期計画の素案からは削除していたが、主管課と調整した結果、事業内容を国の新たな方針を踏まえた内容に修正の上、継続して登載することとした。

次に、44頁を御覧いただきたい。項目番号23「養育家庭制度の周知及び理解と協力の促進(再掲)」については、「2 ひとり親家庭への支援」に位置付けていたが、事業内容に鑑み、「1 児童虐待の防止の推進」に移管している。

次に、45頁を御覧いただきたい。また、資料4の区分20についても併せて御覧いただきたい。項目番号142「児童扶養手当」については、委員からの意見を踏まえ、事業内容の記載を第一期計画と同様の内容に修正している。

事務局からの説明は以上である。

—質疑・応答—

(会 長) 資料として、委員からの意見・質問への回答内容の資料と、修正された素案がある。質問・意見はあるか。ただいまの説明への意見でも、送付されてきた資料を見た上で、これはどうということか、という質問でもよい。頁と項目の番号を言ってから質問をいただきたい。

(委 員) 36頁の104番、「地域みんなでまちづくり会議」は昨年まで学校長に開催の通知があったが、今年度はその通知が届いていないようである。

(事務局) 当該事業については、所管課である協働推進課において事業の仕組みについて再構築を検討しているところである。会議の目的が分からず参加自体に負担を感じるという声もあり、会議の運営が厳しく地域の活性化につながっていないことから、事業継続か見直しかを検討し、11月末までに回答をいただく予定である。

(会 長) こうした会議で小学校が参加する会議は珍しい取組である。防災マップを作る活動があったように思うが、そういう

	<p>ものをしっかりとみんなで考えることなど、市民全体に関わる防災の問題につながることに学校や自治会などが参加することはよりよいことである。疲弊しているといった理由で、地域の方々の参加を昨年度まで行っていたのをやめてしまうというのは残念である。ハザードマップとの関係はどうなっているか。安全対策とも連動する内容を含んでいる。</p> <p>(事務局) ハザードマップとの関係については、所管課に確認させていただく。</p> <p>(会長) 学校の先生方がこれまでやっていたことは、まちのことも見えてくる、貴重な取組であったと思う。教育の現場が参加するのは大事であり、そこまで小学校が関わっていたのかという驚きもあった取組であるので、これまでの取組を見直し、廃止する場合にはそれ相応の理由が必要となる。</p> <p>(委員) 廃止というよりも、見直しなのではないか。小学校の先生の方では意見交換などはあったらどうか。</p> <p>(委員) 定期的には実施していたが、何のためにやっているのかという声もだんだん出てきたので、見直しも必要なのではと思っていたところではある。災害時の備蓄品の確認などをできたことはよかったと思う。</p> <p>(会長) 事業名の「地域みんなでまちづくり」の意味するものを再認識した方がよいのであろう。それがだんだんと見えなくなってきたということのように思われる。</p> <p>(会長) 事業数は172事業、新規事業は35事業とのことだったが、今回の素案で「新規」となっているものが35事業あるということか。</p> <p>(事務局) 172ある事業の中に新規が含まれており、新規は再掲を除き35事業となる。</p> <p>(委員) 32頁の78番「地域未来塾」の、学習習慣が身につけていない児童・生徒という対象は誰が判断しているのか。第七小学校には、「七小塾」という、希望者全員の夏休み教室のようなものがあつたが、今年はそれに地域未来塾と書いてあつたような気がする。</p> <p>(会長) 参加者をどのような基準で判定しているのか、参加するかどうか保護者に聞いている分けではないとすれば、どのようにしているのか。家庭での学習が困難とあるが、その判断などはどのようにされているのか。</p> <p>(委員) 各学校の実情によって異なるのではないと思う。夏休みに教員が教える補習もあるが、第七小学校のものはそれかもしれない。この地域未来塾は教員ではなく、地域の人の力を借りて補習などを進めていくというものになる。</p> <p>(会長) 保護者からすると「選定された」と受け取り兼ねない。保護者に案内があり、「申し込みますか」という確認があるかどうかということも含め、選定方法や事業をどう紹介したかなどによっても受け取り方が異なる。保護者に説明し、保護者が望んだ場合となるのか、学力が基準に達していないと学校が判断した子どもに対してのものか、事業内容を否定するものではないが、誤解のない記載を再検討していただきたい。</p> <p>(事務局) 所管課に確認したところ、学習が身につけていないという判断、参加方法、開催頻度などは各学校の裁量で判断しているようである。例えば、一つの学校の例を挙げると、都立高校受験問題の基礎レベルの計算問題をマスターすることを目標にしている。また別の学校では、児童・生徒の希望、保</p>
--	---

護者からの申込み、担任又は算数担当教員によって学力が十分ではないと判断した児童・生徒が対象とされており、講師も学校が推薦する者として、先生のOBや教えるのが得意な地域の方などである。

(副会長) 教育委員会で一定の基準となる要綱等は定めていないのか。

(事務局) 制定していないようである。

(会 長) 保護者に情報が行き渡っているか。実施の可否や参加者がテストの結果や希望に応じて決まるといったことまで、広報はどのようにされているのか。

(事務局) 学校ごとに保護者各位という形で通知がなされている。

(副会長) 市報などで講師の募集はあったのか。

(事務局) 市報による募集は行っていないようである。

(会 長) 目標が「14か所」というのは、市内全小・中学校ということで、残りの6か所は順次実施ということか。学校ごとに差があるため、本当に参加したい子どもが参加できない可能性もあるのではないか。例えば、都立高校を受験するに当たり、塾へ行くお金がないなど、もっとサポートがあればレベルアップできるといったことがあるとするならば、実施の有無や時期により高校受験に間に合わない、あるいは知らなくて受けられないといった不利益が生じないか。また、子どもの通う学校にはなぜ地域未来塾がないのかといった、広報が平等になされていない不平や全校平等に進めてほしいとする意見はどこに寄せればよいのか。

(事務局) 担当課に伝えることは可能である。

(委 員) 学校の立場からすると、指導者の確保が難しいという現状がある。また、実施場所や実施時期、対象者、保護者にどのように投げかけるか、小学校と中学校の違いなど様々な事情があり、一律に広報して実施するというのは、なかなか難しいと思われる。各校の実情に合わせて進めると教育委員会では考えているのではないか。

(事務局) 地域未来塾は都の施策である地域学校協働活動の取組の一環である。細かい実施要領が規定されているわけではない。曖昧とも言えるが、自由裁量で自治体が進められるものでもある。

(委 員) 子ども食堂について掲載があったと思う。3か所で実施されていたと思うが、いつから何か所で実施しているのか。

(事務局) 42頁、項目番号135に「子ども食堂推進事業」を掲載している。

(会 長) 今年の10月から実施とあるが、既に3か所で実施しているということか。

(事務局) 「子ども食堂推進事業」は、子ども食堂を実施するものではなく、その運営に対して補助金を交付する事業である。

(会 長) 補助金を交付するのが今年の10月からということか。

(事務局) そうである。

(会 長) これが子どもの貧困問題との関連があるといったことはどこかに明記されているか。孤食に関してはどこかに記載があったと思うが。子ども食堂の数は記載しないのか。

(事務局) 委員の方から現在3か所とお話が合ったが、補助対象として3か所となる。子ども食堂などは今後も増える見込みであり、5か年の計画書の中に実施数までの記載はなくてよいかと考える。

(会 長) 3か所全てが補助対象とは限らないということか。

	<p>(事務局) 今の実績では、3か所に交付している。実施箇所数は4か所であるが、1か所は補助対象外であると伺っている。</p> <p>(会長) 基準があるということならば、明確でなければいけない。申請しても補助がもらえないのはなぜか、ということになる。</p> <p>(事務局) 補助要件について確認させていただく。</p> <p>(委員) 42頁の127番「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」は現状が「13か所」で目標も「13か所」となっているが、増えないということか。学童に入れない待機の子どもがいるとも聞いているが。</p> <p>(会長) その内容については58頁にも記載があり、後ほど事務局から説明があるので、そこで改めて質問ということにさせていただきたいがよろしいか。</p> <p>(委員) 承知した。</p> <p>(会長) 32頁の82番「人権・道徳教育の推進」の事業内容に「道徳的価値」という言葉が使われているが、学校教育においてこういう言葉が入っているものか。</p> <p>(委員) そうである。</p> <p>(会長) 人権との関係などで入ってくるものだろうか。</p> <p>(委員) いじめなどの問題もあり入っているかと思う。</p> <p>(会長) 33頁の93番「小学校補助教員派遣事業」について、目標が「9か所」であれば、「9か所」ではなく「市内全小学校」と記載してもよいのではないか。小学校補助教員は全小学校に各1名か。</p> <p>(委員) 各校1名である。</p> <p>(会長) 各校1名と記載するのはどうか。</p> <p>(事務局) 大規模校では2名であったと記憶している。</p> <p>(会長) 31頁の74番「授業改善推進プランの作成・活用」について、内容は小・中学校であるのに、なぜ指標は中学校1年生だけの調査結果なのか。市の学力調査ということは全国のものを使わないということでこの指標に落ち着いたということか。武蔵村山市は全国でも学力がそれほど高くないということなどは全国との比較や調査で明確に出ているものと思うが。内容には小学校も書かれているので、指標に中学校のものだけを取り上げているのは納得しがたいところがある。前回に検討した素案から数値のパーセントが変わっただけということになるがいかがか。</p> <p>(事務局) 事業内容は「市内全小・中学校の学力調査の結果等に基づき」となっているが、指標は、数値目標化できるものとしてしている。小学校は現在、市学力・学習状況調査がないため、指標化できるものとして、第二次教育振興基本計画と整合を図る形で中学校1年生を設定したものである。</p> <p>(会長) 全国学力調査は小学校も実施しているわけであるが、それについてはどう考えるのか。</p> <p>(副会長) 表現を変えてはどうか。今、全国で武蔵村山市はこうだから、こうしていきたい、といったものにしてはどうか。このような評価指標だから分かりにくいのではないか。</p> <p>(会長) 整合させたという第二次育振興基本計画は、いつ策定されていつまでの計画か。</p> <p>(事務局) 平成28年度に策定した計画であり、平成29年度からの5年間である。</p> <p>(会長) すると本計画とは3年間のずれが生じる。教育の計画の後、令和6年までの3年間は本計画としてはどうするのか。中間年</p>
--	---

	<p>の見直しにおいて対応可能であるのか。教育の計画の目標とのずれ、空きの期間をどのようにするのがよく分からない。この指標の「91.6%」を「100%」にするというのは、全国平均値でどれほどの位置になるのか。そのこともよく分からないということを以前から申し上げている。</p> <p>(会 長) 31頁の75番「個に応じた指導の実施」について、ティーム・ティーチングの実施率はどのくらいか。</p> <p>(委 員) 全校であったと思う。若干評価は異なると思うが。</p> <p>(会 長) その場合、この「実施中」は何校で実施中といった記載が必要ではないかと気になったところである。</p> <p>(事務局) 数値目標が設定できるものは数値を入れるが、本事業は全校で実施されているため、特段数値目標は設定していないものである。</p> <p>(会 長) 40頁の118番「避難訓練の実施」は月1回も実施しているものなのか。</p> <p>(委 員) 避難訓練は月1回の実施と義務付けられている。</p> <p>(会 長) 大学などは年に1回であったりする。以前から実施しているのならば「新規」ではないのではないか。</p> <p>(事務局) 「新規」の表示は、第一期の計画に登載されていないものについて、この会議の討議で分かりやすいよう記載しているものである。最終的には削除するものもあるが、全くの「新規」についてはそのまま記載する予定であり、ここでの「新規」は前者となる。</p> <p>(会 長) 現行計画は、次世代育成支援行動計画の流れでは防災に関する記述がなかなか位置付けにくかったということもあるが、今回、災害時に関する施策が増えているというのは、そういうことであれば分かる。</p> <p>(会 長) 24頁の42番「多子世帯に対する国民健康保険税の減免事業」については、令和3年度までとあるが、その先が分からないからこのように記載しているのか。</p> <p>(事務局) この事業が令和3年までのものであるからである。</p> <p>(会 長) 中間年の見直しにかかるということになるか。</p> <p>(事務局) そうなる。</p> <p>(会 長) 24頁の45番「幼児教育無償化給付事業」について、事業内容の「保育所利用者との負担格差が生じることのないよう」という意味をもう少し説明してもらいたい。幼稚園の方が格差を持っていると読めないか。保育所の方は満3歳になった時には無償にはならない。そういったところを書いておかないといけないのではないか。なぜこのような表現になっているのか確認してもらいたい。</p> <p>(事務局) 内容について確認する。</p> <p>(会 長) 35頁の99番「幼児対象子育て支援事業」について、園庭開放の内容として「社会性の基礎を養う」とまで言えるだろうか。現状、担当者が1人以上は監督していると思うが、その者の責任が重くはないか。安全に遊べるかどうか見守るところまでではないか。内容について検討してもらいたい。</p> <p>(事務局) 記載内容は現行計画から変えていないが、現状にそぐわないということであれば検討したい。</p> <p>(会 長) 保護者同士の交流というところは分かるが、このように書いてあると相当なことをやってもらえるように期待される。</p> <p>(会 長) 36頁の101番「家庭教育講座」の受講率がこれほどに低い理由を検証しているか。広報の問題か、内容が魅力的でなけ</p>
--	--

	<p>れば参加してみようという保護者も少ないこともあり得る。その辺りをもう少し知りたい。</p> <p>(会 長) 38頁の108番「公共的建築物のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進」について、現状が「実施中」、目標が「継続」となっているが、市内で何か所くらい必要な場所があるといった把握はできているのか。それらをカウントして具体的な箇所数を指標とすることも可能だろうが、所管課が関係各課ではどのように把握しどう進めるということが分からない。全体の把握ができていればどのくらいを目指すという、ここまでやるといった目標が示せるのではないか。</p> <p>(事務局) ユニバーサルデザインの推進は、公共施設等総合管理計画において、来年度以降に個別施設計画を進める予定であり、その中でこれらの目標設定もできるかもしれないが、現状はここまでである。</p> <p>(会 長) どこの施設のどこが必要といったことがマップ的に分かれば、市民も将来に期待ができるのではないか。</p> <p>(会 長) 42頁の130番「学童クラブと放課後子供教室の連携等」について、後の量の見込みにも出てくるが、ランドセル来館事業とつながっているものか。別のものか。</p> <p>(事務局) 別のものになる。</p> <p>(会 長) 44頁の本文中「児童虐待の芽を摘み」は不適切であろう。芽を摘むというのは、初めから児童虐待という芽が芽吹いているように受け取られる可能性がある。</p> <p>(事務局) 文言を削除の上、修正する。</p> <p>(会 長) 47頁の155番「医療的ケア児支援のための協議の場」について、目標の「実施」とは具体的にはどういうものか。関係各部署が会議を開くということか。</p> <p>(事務局) 具体的には、協議のための会議がないので現状は「未実施」であり、協議の場を設けることが目標となる。</p> <p>(会 長) 協議の場を設けることが一層の推進を図るということか。分かりにくいところである。</p> <p>(事務局) 事業内容の「一層の推進」とは、協議の場を設けることで対応の推進を図るということである。</p> <p>(会 長) 何年度かは分からないが、令和6年度までには実施するとここから読み取るということでしょうか。</p> <p>(事務局) そうなる。</p> <p>(会 長) 47頁の157番「保育所等訪問支援」について、事業内容の「集団生活に適応するための訓練」は不適切ではないか。集団適応に力点が置かれているということか。個性を持つ子どもはなかなか多く、場の中に入りさえすればよいということではないと思うので、「集団生活に適応するための訓練」ではなく、「指導方法の支援を行う」であればよいと思う。</p> <p>(事務局) 障害児福祉計画に合わせた内容であり、所管課から提供された文章であるが、表現を含め確認する。</p> <p>(会 長) 48頁の162番「保育所等巡回指導・訪問事業」について、事業内容の「発達障害を有すると思われる」は保護者が納得していればまだしも、就学前など保護者自身が子どもの個性と捉えていることも考えられ、この表現は保護者に対してよくないのではないか。このように書かなければいけないのか。</p> <p>(委 員) 学校では「発達障害を有する」という言葉を使わず、「配慮を要する」という言い方をする。</p> <p>(委 員) 親の立場から、自分の子どもがそのように言われると衝撃</p>
--	--

的に感じる。

(事務局) 事業の実施要綱の記述を使用しているが、表現について検討する。

(会長) 163番「特別支援教育巡回相談」は、各学校からの要請でこの子をみてほしいというときに対応するということでしょうか。

(委員) そうである。

(会長) 164番「特別支援教育支援員」の配置は1校に1名くらいか。何人くらいいるか。

(委員) 8人くらいであったと思う。市の教育委員会の予算の上限もあり、各校に1名とは決まっていない。

(会長) 165番「特別支援学級」について、事業内容に「障害種別」と書かなければいけないか。障害には盲、ろう、肢体不自由など種別があるが、全部該当するのか。

(委員) 盲、ろう、肢体不自由は都立の特別支援学校に行く。ここは発達障害と知的障害の二つとなる。

(会長) 特別支援学級に在籍する子どもの障害種別に応じて丁寧に教育を実践するということと意味が違うように思う。

(委員) 「障害種別」の文言はとってよいと思う。

(事務局) 障害の種別としては発達障害と知的障害の二種類があるので、間違いでもない。障害の状況により種別の変更などもあるので残してよいと思う。

(会長) 167番「特別支援教室」について、導入を進めるということは、在籍する通常学級から特別支援教室に変更することを進めるという事業か。事務局で再確認してもらいたい。

(事務局) ここでの「導入」は「設置」と同義であるため、修正する。設置により、指導を受けるために他校へ通っていた子どもが、在籍校において指導が受けられるようになる。

(会長) 49頁の172番「多文化共生推進事業協力員制度」について、言語の種類や人数は入れなくてよいか。

(事務局) 現状、英語が6名、タガログ語が1名であるが、職員の配置によって変わるため、言語や人数までの表記はしないものと考えている。

(事務局から資料2の50頁以降を説明)

次に、50頁を御覧いただきたい。また、資料4の区分22についても併せて御覧いただきたい。「第6節 教育・保育の量の見込みと確保の内容」である。

まず、「1 教育・保育提供区域の設定」であるが、次頁以降の量の見込みと確保の内容に関連することから、委員からの意見を踏まえ、表の項目に「認証保育所1園」及び「学童クラブ13か所」を新たに追加している。

次に、「2 ニーズ量(量の見込み)と確保方策の設定方法」である。子ども・子育て支援法では、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供に当たっては、計画期間におけるニーズ量(量の見込み)及び各事業の提供体制の確保の内容・実施時期について定めることとされている。前回の会議では、量の見込みに対する確保の内容については、次回(今回)の会議で示させていただくものとして、「量の見込み」についてのみ説明の上、検討いただいたので、本日は、「確保の内容」を中心に説明させていただく。

51頁を御覧いただきたい。前回の資料では、この頁以降、「確保の内容」の一部と「実施の方針」の全てが記載されていなかったが、今回は記載をさせていただいている。なお、今回の資料作成に当たり、内容について、会長と事前に調整をさせていただいている。その事前調整の中で、会長から意見のあった事項については、資料4の区分23以降のように、全て素案に反映をしているので、あらかじめ御了承くださるようお願いする。

それでは、「3 乳幼児期の教育・保育」である。量の見込みに当たっては、アンケート調査の結果や国のワークシートによる算定値を基に、現在の教育・保育の利用状況や将来の保育ニーズ等を考慮し、需要を見込んでいる。令和2年度においては、0～2歳で待機児童が13人となるが、令和2年度及び令和3年度に保育所2園で建て替えを予定しており、定員枠の拡大を図ることにより、待機児童の解消を目指す。また、保育所利用率の将来の動向によっては、令和6年度に再び待機児童が見込まれるので、0～2歳の保育を対象とした小規模保育施設の設置を視野に入れて提供体制の整備を図ることとしている。

次に、52頁を御覧いただきたい。「4 地域子ども・子育て支援事業」である。まず、(1)利用者支援事業については、幼稚園・保育所や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じて相談、助言等を行う事業として、平成28年度から子ども育成課において保育コンシェルジュ事業を、また、母子保健型として、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）を実施している。計画期間内に新たに設置する予定はないことから、確保の内容は、各年度1か所を見込んでいる。

次に、53頁を御覧いただきたい。(2)延長保育事業については、通常の保育時間を越えた預かりを行う事業として、過去3か年の実績が伸びているので、直近の利用割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。確保の内容については、実際に利用する人数に応じて保育士が配置されるので、量の見込みと同数を設定している。また、実施の方針として、市内全園での実施を目指すものとしている。

次に、(3)子育てセンター事業（地域子育て支援拠点事業）については、市内4か所の認可保育所で実施されている育児相談、子育てサークル等への支援、園庭開放等を行う事業であるが、国のワークシートによる算出値では実績と大きくかい離が見られたため、過去3か年の利用割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。確保の内容については、実際に利用する人数が供給可能な量となるので、量の見込みと同数を設定している。また、実施の方針として、引き続き市内4か所での実施体制で事業を実施し、供給を確保するものとしている。

次に、54頁を御覧いただきたい。(4)一時預かり事業については、幼稚園の在園児を対象に行う預かり保育事業とそれ以外に区分されている。まず、①幼稚園型については、市内の幼稚園4園で実施されており、利用実績と本年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付による利用の増加を想定し、需要を見込んでいる。確保の内容については、実際に利用する人数に応じて幼稚園教諭等が配置されるので、量の見込みと同数を設定している。また、実施の方針として、引き続き市内全園での実施の体制を確保するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴って見込まれる需要の増加にも十分対応できる体

制づくりの支援を行うものとしている。

次に、55頁を御覧いただきたい。②幼稚園型を除く預かりについては、市内4か所の認可保育所で実施されている一時預かり事業とファミリー・サポート・センターで実施している未就学児を対象とした育児支援である。国のワークシートによる算出値では実績と大きくかい離が見られたため、過去3か年の利用割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。確保の内容については、一時預かり事業では受け入れ可能な年間の総利用定員を、また、ファミリー・サポート・センター事業では利用実績の見込みと同数を設定している。また、実施の方針として、引き続き市内4か所での実施体制を確保するとともに、ファミリー・サポート・センター事業におけるサポート会員の確保に努めるものとしている。

次に、56頁を御覧いただきたい。(5)ファミリー・サポート・センター事業（就学児）（子育て援助活動支援事業）については、アンケート調査による利用意向がなかったため、過去3か年の利用割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。確保の内容については、利用実績の最大値が供給可能な量と捉え、量の見込みと同数を設定している。また、実施の方針として、引き続きサポート会員の確保に努めるものとしている。

同じく、56頁を御覧いただきたい。また、資料4の区分23についても併せて御覧いただきたい。(6)ショートステイ事業（子育て短期支援事業）については、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業であるが、平成29年度に事業を再開後、実績が伸びているので、直近の利用割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。確保の内容については、受け入れ可能な年間の総利用定員を設定している。なお、実施の方針の中で、「1か所」との記載に対し、具体的にどこで行われているのか記載すべきとの意見があったので、記載のとおり「市外の児童養護施設1か所」に改めている。

次に、57頁を御覧いただきたい。(7)病児・病後児保育事業については、保護者の就労等により、病氣中や病氣の回復期で保育所や小学校等へ通えない児童の家庭での保育が欠ける場合、一時的に児童を保育する事業である。当該事業の対象者は、保育所等に通所中の生後6か月から小学校就学前までの児童であったが、平成30年度に学童クラブ利用の小学校3年生までに、また、本年度から保育所等の通所に関わらず小学校3年生までに拡大するとともに、事前登録制度を撤廃し、当日利用を可能としている。病児保育については、平成29年度に延べ232人、平成30年度に延べ287人と実績が伸びているので、直近の利用割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。確保の内容については、受け入れ可能な年間の総利用定員を設定している。なお、実施の方針の中で、「1か所」との記載に対し、具体的にどこで行われているのか記載すべきとの意見があったので、記載のとおり「市内の総合病院1か所」に改めている。

次に、58頁を御覧いただきたい。また、資料4の区分25についても併せて御覧いただきたい。(8)学童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、保護者の就労等により、適切な監護が受けられない児童の居場所を確保するものであるが、国のワークシートによると低学年、高学年の区分による見込み量となるため、学

年ごとの過去3か年の利用割合の平均を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。確保の内容については、1人当たりの延べ床面積が決められており、今後5か年を見据えた場合、新たに学童クラブを整備する計画はないため、現状と同様の定員710人を設定している。毎年4月の申込みにおいては、二桁の入所保留児童がいることになるが、実施の方針に記載されているとおり、引き続き弾力的運用による定員枠の拡大を実施するとともに、ランドセル来館事業の実施により、保留となった児童の安全で安心な居場所の確保に努めるものとしている。なお、実施の方針の中で、ランドセル来館事業を実施している施設数について、具体的に記載すべきとの意見があったので、記載のとおり「児童館6か所においてランドセル来館事業を引き続き実施します。」に改めている。

次に、59頁を御覧いただきたい。(9)妊婦健康診査については、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、定期的に行う健診費用を助成する事業であるが、こちらは国のワークシートでは算出できないので、過去3か年の受診実績割合と1人当たり検診回数の伸び率を0歳児推計人口に乗じて需要を見込んでいる。実施の方針として、母子の健康の確保の観点から、引き続き受診率の向上を図ることとしている。

次に、60頁を御覧いただきたい。(10)乳児家庭全戸訪問事業については、子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問するので、量の見込みについては、0歳児推計人口の人数を設定している。実施の方針として、出生通知・新生児訪問等相談申請票に基づき、引き続き全戸訪問に努めることとし、新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等、育児上必要な事項について助言を行うこととしている。

次に、61頁を御覧いただきたい。(11)養育支援訪問事業については、育児ストレス等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による指導助言等を行う事業である。こちらも国のワークシートでは算出できないので、過去3か年の訪問家庭件数の発生率から将来訪問件数を算出し、令和4年度には訪問家庭件数が1件増えるものとして需要を見込んでいる。実施の方針として、引き続き支援を必要とする家庭への保健師等による指導助言等を行うものとしている。

続いて、(12)実費徴収に係る補足給付事業については、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業である。本年10月から、教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通う児童の保護者のうち、市民税所得割課税額77,101円未満の世帯及び第3子に対する副食材料費に要する費用を補助するので、過去3か年の対象者割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。実施の方針としては、対象者全員への実施を徹底し、経済的負担感の軽減に努めるものとしている。

事務局からの説明は以上である。

—質疑・応答—

(副会長) 57頁の病院の記述について、市内の総合病院とあるが、総合とは今は言わないのではないか。診療科目などで決まって

いたと思うが、確認してもらいたい。

(会 長) 武蔵村山市は個別の名称は記載しない方針とのことであった。

(事務局) 民間施設については固有名詞を使わないのが慣例である。総合病院の表記については確認する。

(会 長) 58頁の学童クラブについては、第一期計画においても不足していた。40人で1人の指導者が必要で、学童は40人で1単位と考えられる。不足に対してはランドセル来館事業と組み合わせるといふ方針のようだが、学童クラブとランドセル来館事業の指導者の責務の内容は大きく異なるのではないか。このランドセル来館事業の対象者は登録制か。

(事務局) ランドセル来館事業は、学童クラブを申込んで保留となった子どもが登録対象となる。本市では学童は50人が一括りであり、50人に対して4名の指導員がいる。

(会 長) 児童館の指導者は何人か。

(事務局) 1人である。

(会 長) ランドセル来館事業の方に32人以上が行くということになるが、それを1人がみるのか。

(事務局) 学童クラブと児童館は併設されているところが多く、学童クラブの指導員がランドセル来館事業の子どもと一緒にみている。

(副会長) 児童館を利用する子におやつは出ない、学童は出るというところで問題になったことがあるが、保護者から育成料を払ってもよいので同じにしてほしいという要望はあるのか。

(事務局) そういう要望は寄せられていないと認識している。児童館利用では学童クラブのように育成料をとっていないので、こちらにもおやつを出すというのは難しい。

(会 長) 学童クラブはずっと不足している。学童クラブで足りなくてもランドセル来館事業があるから構わないように見える。

(事務局) 弾力的運用により吸収できている状況であるが、確保策には定員数しか計上できないためにこうなる。

(会 長) 記載上はこう書くしかないということか。

(事務局) 地域未来塾など、学校を使う事業も多々あり、新たな場所の確保も難しいところである。

(会 長) 機能としては異なるが、児童館でも見守りはしっかりと説明すれば保護者は納得するか。学童クラブの料金はいくらか。

(事務局) 月6,500円でおやつ代を含む。

(会 長) 学童クラブはいつから申込み開始か。

(事務局) 11月15日からを予定している。

(会 長) 量の見込み、確保の内容については、各委員了解ということによいか。

(委 員) 異議なし。

4 その他

(1) 次回会議の開催日程について

(事務局説明)

資料5を御覧いただきたい。次回の第8回子ども・子育て会議であるが、資料のとおり11月27日(水)、28日(木)又は29日(金)を確保し、いずれも午後2時からを予定しているので、決定をお願いします。

	<p>○ 次回は令和元年 11 月 29 日（金）午後 2 時から武蔵村山市役所 3 階 301 会議室において開催となった。</p> <p>(2) その他 特になし。</p> <p>5 閉会</p>
--	--

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 { }	傍聴者： 0 人
-------------	---	----------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)
--------------	---

庶務担当課	健康福祉部 子ども育成課 (内線：182)
-------	-----------------------

(日本工業規格A列4番)